

日本政府に対し南スーダンへの自衛隊施設部隊の派遣決定の 撤回を求める決議

1 南スーダンへの陸上自衛隊施設部隊派遣を決定

日本政府は、2011年11月1日、国連平和維持活動(PKO)協力法に基づき、南スーダンに展開している「国連南スーダン派遣団(UNMIISS)」への陸上自衛隊施設部隊の派遣を決定した。

もとより、日本国憲法は国権の発動たる戦争と武力行使、武力による威嚇を固く禁じており、国連の平和維持活動とはいえ、軍事組織である自衛隊が武器を携行して海外に派遣されること自体、武力行使に及ぶおそれがあることは否定できず、憲法9条1項に違反するものであると言わざるを得ない。

日本政府は、来春をめどに陸上自衛隊施設部隊(200名)を派遣する方針を決定し、同国の首都ジュバを拠点に活動する方針を明らかにしている。決定に先立って派遣された政府調査団の報告によれば、首都ジュバ周辺は比較的治安が安定しているとされている。

しかし、11月10日には、南スーダン北部の避難民キャンプ近郊にスーダン国軍による空爆があり、11月11日には、同国北東部の上ナイル州において、武装勢力がスーダンから越境攻撃を行い、応戦した南スーダン国軍兵士5名を含む18名が死亡し、70名を超える負傷者が出ていると報じられている。そして、ヨハネスブルク発の報道によれば、南スーダン国軍報道官は、「スーダン政府は、南部の武装勢力に武器を供与」して南スーダンを攻撃させていると非難するなど両国の緊張は今なお緩和されていない。

2 PKO5原則にも違反するおそれ

野田首相は、10月31日の衆議院本会議で自衛隊は「現行法の枠内での派遣」と答弁し、藤村官房長官は南スーダン国内の治安情勢について「PKOへの脅威はない」と答弁しており、PKO5原則の範囲内での派遣であることを強調している。

南スーダンは、20年あまりにわたるスーダン政府との間の内戦の末、2011年7月、スーダンから分離独立した独立国であり、国連は、内戦の終結、2011年1月の独立の是非を問う住民投票の実施を含め南スーダンにおける平和構築に尽力してきた。その国連においても、①当事者の同意、②中立、③武力行使は自衛の場合に限定されることがPKOの根幹的原則として確認されている(ブラヒミレポート)。

わが国のPKO協力法は、国連のPKOに関する根幹的原則を受けて制定されたものであり、わが国がPKO活動に参加するためには、(1)紛争当事者間の停戦合意、(2)日本の参加に対する紛争当事者の受け入れ合意、(3)中立的立場の厳守、(4) (1)ないし(3)が遵守されない場合の撤収、(5)武器使用は生命の防護のための必要最小限に限るという5原則が満たされなければならない。特に、武器使用基準は、1992年の国連平和維持活動協力法の制定に際して「自己または自己と共にいる隊員」の防護に限定され、2001年の同法改正に際して「自己の管理下に入った者」あるいは武器・装備を守る際にも武器を使用することができることが確認された。そして、緊急避難あるいは正当防衛のための武器使用であれば、その必要性の判断は、個々の武器使用者に委ねられることになる。すなわち、指揮命令系統による武器使用は武力行使と一体のものとして忌避されてきたところである。

しかしながら、同国は内陸に位置し、首都ジュバの飛行場は狭隘で大型輸送機の離発着は困難とされ(日本政府調査団の報告)、同国に最も近いウガンダのエンデベ空港を経由しても、同国ジュバまで400キロを陸路輸送する必要が残される。すなわち、日本から自衛

隊の活動を支える食料、機材などの物資は、アフリカ東岸のケニアのモンバサ港から陸路、あるいはウガンダのエンデベ空港から陸路、南スーダンのジュバへ輸送する必要がある。これでは、自衛隊の活動のための補給と兵站のために治安が安定しているとはいえない地域に自衛隊の活動範囲を広げざるを得ない状況が予想されている。

3 武器使用基準の緩和の動きも

これを先取りする形で、民主党は、内閣・外務・防衛合同部門会議でPKO派遣における自衛隊の武器使用基準などを定めたいいわゆるPKO5原則の見直しに向け、PKO協力法の改正の検討に入ったと報じられた。

武器使用基準の緩和がされ、上官からの命令による武器使用が認められることになれば、それは日本国の意思として部隊が統一的に武器を使用することにつながり、それはまさに憲法9条1項が禁じる国権の発動としての「武力行使」に該当するものであり、武器使用基準の緩和は、日本国憲法が定める平和主義、国際協調主義と真っ向から対立することは明らかである。

紛争当事者あるいは武装している人間に対するものであったとしても、組織としての自衛隊が現地の人々に銃口を向け、日本政府の行為として武器を使用することは憲法の禁じる武力行使にほかならず、それは人道的措置ではありえない。

4 PKO違反および武器使用緩和は武力行使に当たる

そもそも海外における武力行使につながる自衛隊の海外派兵自体憲法9条1項に違反するものである。

平和維持活動への協力であってもPKO5原則、特に、紛争当事者の停戦合意、紛争当事者の受け入れ合意、中立的立場の厳守、これらが守られなければ自衛隊の海外派遣は許されない。今回、南スーダンに自衛隊を派遣するために、PKO5原則、とりわけ武器使用基準の緩和が議論されること自体、今回の派遣が、PKO5原則に違反する派遣であるとの疑念を持たれても仕方あるまい。また、派遣前からPKO5原則の見直しが検討されているようでは、紛争当事者間の合意が破られた場合の撤収を含むPKO5原則を遵守した活動にとどまらないおそれが否定できない。

まして、派遣を決定した後、武器使用基準を緩和し、あるいは撤収基準を緩和するなど、PKO5原則の見直しが必要となるような派遣は、本来PKO協力法に違反する海外派兵に当たると言わざるを得ない。

5 自衛隊海外派遣に反対する

そもそも、自衛隊が南スーダンで行う活動は、道路整備や橋梁の架橋など社会資本整備である。それならば、軍事組織である自衛隊ではなく、NGOや民間企業を含む文民が果たすべき役割にほかならない。停戦合意が成立し、紛争当事者の受け入れ合意があるならば、軍事組織である自衛隊を派遣することが不可欠ではない。

にもかかわらず、自衛隊施設部隊の派遣にこだわる日本政府の姿勢は、自衛隊の海外派兵の結論から出発したものであると言わざるを得ない。当部会は、日本政府に対し、陸上自衛隊施設部隊の派遣決定を撤回するとともに、NGOや民間企業中心の復興に協力するよう求める。